

○行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則

昭和39年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政財産の使用料の徴収に関する条例（昭和39年吹田市条例第12号）第2条及び第4条の規定に基づき、本市における行政財産（以下「財産」という。）の目的外使用に係る使用料（以下「使用料」という。）の徴収について定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の額は、別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 土地 1月につき時価の1000分の3以上
- (2) 建物その他の工作物 1月につき時価の1000分の4以上
- (3) 前2号に掲げる物件以外の物件 近傍同種の物件の貸付料の額と均衡を失わないよう考慮して市長が定める額

2 使用の期間に1月未満の端数があるとき又は使用の期間が1月未満であるときの使用料の額は、1日の使用料の額を前項の規定による額の30分の1として算定する。

3 時間をもつて使用の期間を定めるときの使用料の額は、1時間の使用料の額を第1項の規定による額の720分の1として算定する。この場合において、使用の期間に1時間未満の端数があるとき又は使用の期間が1時間未満であるときは、当該1時間未満の時間を1時間として算定する。

4 前3項の規定により計算した額に1円未満の端数があるとき又はその全額が1円未満であるときは、当該端数金額又は当該全額を切り捨てる。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁舎駐車場（吹田市泉町1丁目3番40号に設置された自動車駐車場をいう。）に係る使用料の額 別表第1に定めるとおりとする。
- (2) 夢つながり未来館駐車場（吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の駐車場をいう。）に係る使用料の額 別表第2に定めるとおりとする。
- (3) 千里ニュータウンプラザ駐車場（吹田市津雲台1丁目2番1号に設置された駐車場をいう。）に係る使用料の額 別表第3に定めるとおりとする。
- (4) 総合防災センター駐車場（吹田市佐竹台1丁目6番3号に設置された自動車駐車場をいう。）に係る使用料の額 別表第4に定めるとおりとする。
- (5) まちなかりビング北千里駐車場（吹田市古江台3丁目8番1号に設置された駐車場をい

う。)に係る使用料の額 別表第5に定めるとおりとする。

(使用の許可)

第3条 財産を使用しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 使用しようとする財産の表示
- (2) 使用の期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは光熱水費の負担その他の必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第5項各号に規定する駐車場の駐車券交付機から駐車券の交付を受けた者は、当該駐車場に係る使用許可書の交付を受けた者とみなす。

(返還)

第4条 使用者が財産を返還しようとするときは、市長の指定する期間内に、これを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、本市においてこれを施行することがある。この場合において必要とする費用は、使用者の負担とする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (令和7年1月9日規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月27日規則第39号)

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分		使用料の額
市役所開庁日に入場し、同日の午後6時までに出場した場合	1時間まで	無料
	1時間を超える部分	30分までごとに250円
市役所開庁日に入場し、同日の午後6時を過ぎて出場した場合		30分までごとに250円
市役所閉庁日に入場した場合		30分までごとに250円

備考

- 1 この表において「市役所開庁日」とは、市役所閉庁日以外の日をいう。
- 2 この表において「市役所閉庁日」とは、吹田市の休日に関する条例（平成2年吹田市条例第24号）に規定する市の休日に当たる日をいう。

別表第2（第2条関係）

夢つながり未来館駐車場使用料

駐車場の種類	使用時間	使用料の額
自動車（二輪のものを除く。）の駐車場	20分以内の部分	無料
	20分を超え40分以内の部分	200円
	40分を超える部分	20分までごとに100円
自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車場	30分以内の部分	無料
	30分を超える部分	1日1回につき300円
原動機付自転車の駐車場	30分以内の部分	無料
	30分を超える部分	1日1回につき200円
自転車の駐車場	30分以内の部分	無料
	30分を超える部分	1日1回につき100円

備考 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

別表第3（第2条関係）

千里ニュータウンプラザ駐車場使用料

区分	使用料の額	
	入場後30分まで	30分を超える部分
自動車（二輪のものを除く。）の駐車場	無料	30分までごとに200円

自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐 車場	無料	1日1回につき300円
原動機付自転車の駐車場	無料	1日1回につき200円
自転車の駐車場	無料	1日1回につき100円

備考 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する  
原動機付自転車をいう。

別表第4（第2条関係）

総合防災センター駐車場使用料

使用時間	使用料の額
30分以内の部分	無料
30分を超える部分	30分までごとに400円

別表第5（第2条関係）

まちなかりビング北千里駐車場使用料

区分	使用料の額	
	入場後3時間まで	3時間を超える部分
自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び 原動機付自転車の駐車場	無料	1日1回につき400円
自転車の駐車場	無料	1日1回につき300円

備考 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する  
原動機付自転車をいう。